募集〆切（プレミアムプラン）：
2023年 7月 31日（月）

amazon | JETRO

JAPAN STORE

2023年度 JAPAN STOREプログラム【プレミアムプラン】募集要項

ジェトロ　デジタルマーケティング部
ECビジネス課

※Amazon、Amazon Business、Amazon.co.jpおよびそれらのロゴはAmazon.com, Inc. またはその関連会社の商標です

1. はじめに

ジェトロは、越境ECを通じた日本企業の海外展開を支援するため、Amazonと連携し、Amazon（米国/英国）およびAmazonビジネス※1上に日本商品特集ページ**「JAPAN STORE」（米国/英国）**を設置し、共同でのプロモーション、マーケティングを実施します。

【ポイント】

- 「JAPAN STORE」として**日本商品を特集**し、**商品の露出及び認知度の更なる向上**を目指します。
- 「JAPAN STORE」に対する**オンラインマーケティング**（バナー広告の実施、有望顧客へのストア紹介メール配信など）はもちろん、ジェトロの海外事務所等が実施する**関連イベント**などにも参加でき、**各国の消費者及びバイヤー等への販路拡大**を目指します。
- **Amazon（米国/英国）で初めてご出品を開始される販売事業者様**は、出品開始まで**Amazonグローバルセリング担当者によるサポート**を受けられます。経験の少ない販売事業者様も安心してご参加いただけます。
- **Amazon（米国/英国）でご出品済みの販売事業者様**には、メールやウェビナーによる**売上拡大・販促に役立つコンテンツのご提供**や、売上や広告運用等における課題解決に向けた**スキルアップ講座**などをご用意しております。
- **米国プレミアムプランご参加の販売事業者様**には**1500 USドル、英国プレミアムプランは600 ポンド分のスポンサー広告クレジットの付与**と**商品詳細ページ・商品紹介コンテンツの作成代行サービス**がございます。

※1 Amazonビジネス（米国）はこちら　Amazonビジネス（英国）はこちら

2. 事業概要

- 実施主体：日本貿易振興機構（ジェトロ）、アマゾンジャパン合同会社
- 支援内容：Amazon（米国/英国）およびAmazonビジネスへの出品支援及びプロモーション支援
- 対象地域：米国 / 英国 等
- 対象企業：日本企業及び日系企業（在米/在英）

  日本企業：在日本企業もしくは個人事業主の場合は、開業届を税務署に提出済みであること

  日系企業：日本企業の商品を扱っており、10%以上日本企業の資本が入っている在米・在英の事業者（企業もしくは事業登録がなされている個人事業主）
- 参加条件：Amazon（米国/英国）用アカウントで、「大口出品」の出品形態で商品を出品すること

  ※詳細は大口出品（米国） ／ 大口出品（英国）をご確認下さい。
- 実施期間：応募開始～2024年3月29日
- 対象商品：対象品目のうち、日本で製造された商品、

  および一部商品分野においては、日本企業および日系企業（在米/在英）により商品の規格を決定の上、

  設定した規格を満たしていることが保証されている海外製造商品
- 対象品目：食品（酒類、冷凍品、冷蔵品を除く）、ファッション、ビューティー・ヘルスケア、キッチン、ホーム（家電・家具・ガーデンなど）、

  オフィス（文具・PCなど）、スポーツ・アウトドア（カー用品含む）、ホビー（ゲーム・おもちゃ・ペットなど）

  ※詳細は応募要件をご確認ください。
- プラン設定と費用：米国プレミアムプラン　83,000円（税込）／　英国プレミアムプラン　41,000円（税込）　／　基本プラン　無料

  ※上記のほか、Amazon出品費用（月間登録料、販売手数料等）は別途必要です。

  詳細はAmazon WEBサイト（米国） ／ Amazon WEBサイト（英国）をご確認下さい。

  ※プレミアムプランの費用に対して、ジェトロメンバーズ割引が適用される場合があります。
- 募集規模：プレミアムプラン　（米国）800社　／　プレミアムプラン（英国）　100社　／　基本プラン　制限なし

3．Amazonについて

amazon

全世界のプライム会員数（2021年）
2億人突破

2021年には、
4,000社以上の日本の販売事業者様が
海外で**4,000万点以上**を販売し、
その販売個数は2020年と比較して
2桁増となりました。

Amazon グループ総額売上推移

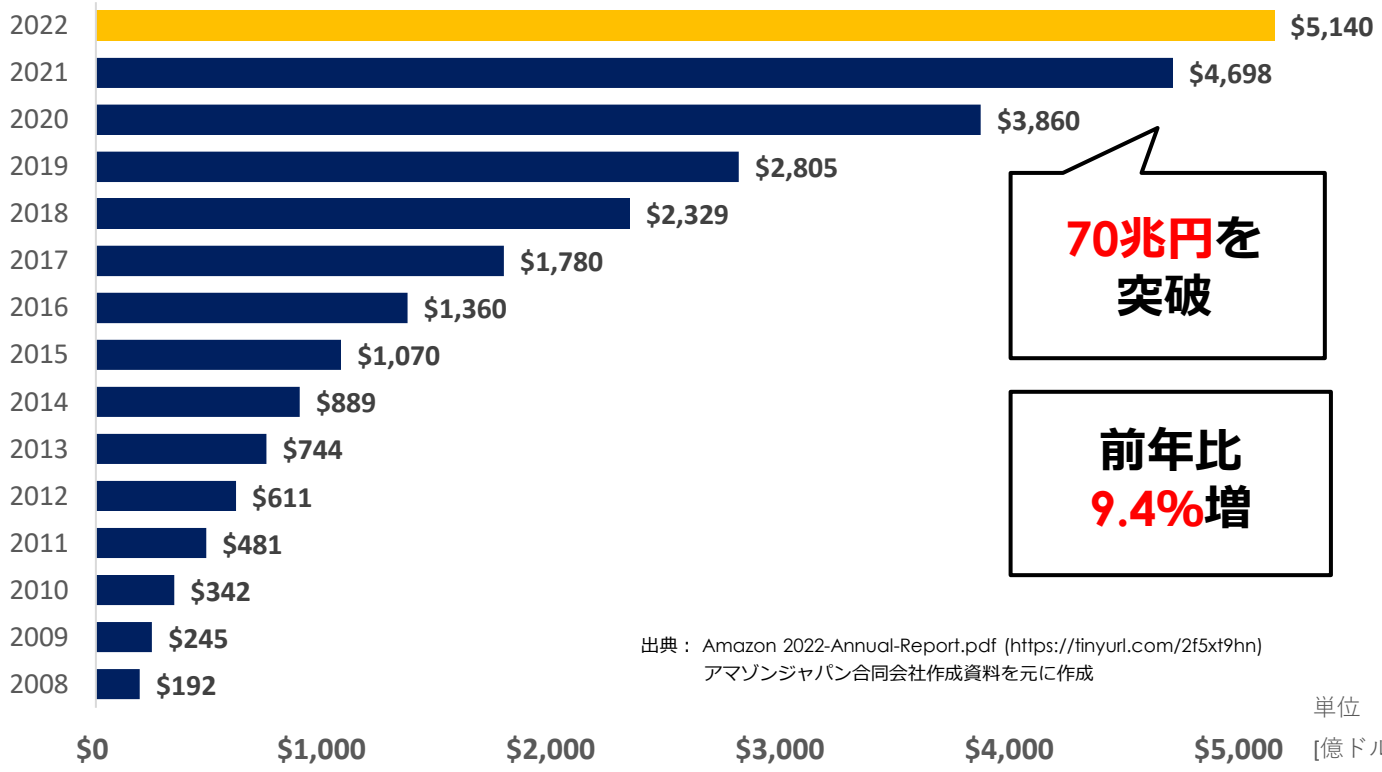

70兆円を突破

前年比 9.4%増

出典： Amazon 2022-Annual-Report.pdf (https://tinyurl.com/2f5xt9hn)
アマゾンジャパン合同会社作成資料を元に作成

出典：https://s2.q4cdn.com/299287126/files/doc_financials/2021/ar/Amazon-2020-Annual-Report.pdf
https://assets.aboutamazon.com/46/58/9bcb73e14d63b5141e65e98b46ce/azn-eir22j-forweb.pdf#page=7

ジェトロ事業
限定サービス

4.本事業参加により得られるメリット①

Amazon（米国/英国）およびAmazonビジネスにて、各種サポート・プロモーションを提供します。

▶ Amazonグローバルセリング担当者によるサポート

・はじめての出品開始準備サポート

はじめてAmazon（米国/英国）でのご出品を開始される販売事業者様には、Amazonグローバルセリング担当者による出品開始までのサポートを提供
★Amazon公式サービスプロバイダー紹介（代金受取用口座開設、現地認証取得、フルフィルメント By Amazon（FBA/米国・英国）納品など
海外販売ならではの手続きをサポート可能なサービスプロバイダーをご紹介いたします）
★アカウント作成方法紹介　★商品登録方法紹介
★FBA利用方法紹介　★Amazonビジネス（法人・個人事業主向け/米国・英国）出品機能設定方法紹介のご紹介

・売上拡大/販促に役立つコンテンツの提供

ご出品開始後/JAPAN STORE申込時に既にAmazon（米国/英国）でご出品済みの販売事業者様には、ウェビナーやマスメールを通じて、
売上拡大/販促に役立つコンテンツを提供
★Amazon（米国/英国）およびAmazonビジネスで人気のあるカテゴリーや商品のご紹介
★広告運用方法のご紹介　★セッションを上げるための施策紹介
★購入転換率を上げるための施策紹介（商品ページ改善など）　★クーポン設定・タイムセールへの参加方法紹介

・商品詳細ページと商品紹介コンテンツ(米国用/英国用)の作成代行（プレミアムプラン参加事業者様限定）

販売事業者様から商品情報いただき、Amazonが商品登録代行・商品紹介コンテンツ作成代行を行うサービスを提供

ジェトロ事業
限定サービス

4 .本事業参加により得られるメリット②

Amazon（米国/英国）およびAmazonビジネスにて、各種サポート・プロモーションを提供します。

▶ ジェトロ特別オンラインプロモーションへの参加

・JAPAN STOREストアフロントの設置
Amazon（米国/英国）およびAmazonビジネスにJAPAN STOREストアフロントを設置し、
参加企業の商品への誘導を行います。

・JAPAN STOREバナー広告
Amazon（米国/英国）およびAmazonビジネスのトップページや、
検索結果へのストアのバナー広告を通して、ストアへの誘導を行います。

・特集枠の設置
米国の商戦やイベントに合わせたシーズナルプロモション等に合わせた特集枠を設置し、
参加企業商品への誘導を行います。

・有望購入者様向けターゲティングメール
Amazon （米国/英国）の購入者様向けターゲティングメールの配信を通して、
ストアへの流入やシーズナルイベントへの流入を行うことで、参加企業商品への誘導を行います。

JAPAN STORE ストアフロント

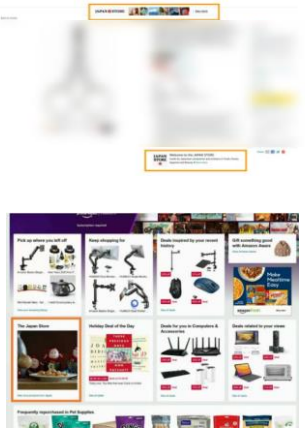
バナー広告

ターゲティングメール

特集枠

上述のオンラインプロモーションを通じて、オールジャパンで打ち出すことでこれまで米国、英国での販売実績がない商品も含めて集客が見込めます。

※画像はイメージで予告なく変更になる可能性がございます。予めご了承ください。

ジェトロ事業
限定サービス

4.本事業参加により得られるメリット③

Amazon（米国/英国）およびAmazonビジネスにて、各種サポート・プロモーションを提供します。

▶ スポンサー広告クレジット付与（プレミアムプラン参加事業者様限定）

・米国：各社83,000円の負担で、Amazon（米国）内で使える1500USドル分の広告クレジットを付与

・英国：各社41,000円の負担で、Amazon（英国）内で使える600ポンド分の広告クレジットを付与

※詳細はこちら
※書籍カテゴリー商品のスポンサー広告は販売事業者様では行えません。
その他広告対象外の商品はこちらでご確認ください。

ジェトロ特別講座例

▶ ジェトロ特別講座やジェトロの海外事務所等が実施する関連イベント等への参加

・Amazon（米国/英国）での売上拡大、認知度向上などを目指すスキルアップ講座への参加

・Amazon（米国/英国）での商品認知拡大を目的としたイベントへの参加

5．プランの比較

	支払先	基本プラン（無料）	プレミアムプラン（米国83,000円/英国41,000円）
募集規模	ー	上限なし	米国800社 英国100社
Amazon月間登録料※1	Amazon	米国：月額39.99USドル＋税 英国：月額25英ポンド＋税	アカウントを紐づけることで複数国まとめて39.99ドル＋税※1
販売手数料	Amazon	Amazonの規定(米国/英国)による	
商品輸送	ご利用の配送事業者 Amazon（FBA手数料のみ）	ご利用の配送事業者によるFBAご利用時（任意）の場合は別途FBA手数料(米国/英国)がかかります	
Amazon VATサービス（英国のみ）※2	Amazon （初回登録料＋月間申告手数料）	Amazon VATサービスご利用時（任意）の場合は別途初回登録料（50ユーロ）＋月間申告手数料（33ユーロ～/月）がかかります（詳しくはこちら）	
その他Amazonのサービス(任意)	Amazon	Amazonの規定による	
スポンサー広告クレジット付与	JETRO （プレミアムプラン参加費）	なし	米国 1500 USドル分 英国 600 ポンド分
商品詳細ページ・商品紹介コンテンツの作成代行	JETRO （プレミアムプラン参加費）	なし	あり

※1 Amazon.co.jp（日本）でご出品済みの事業者様は、Amazon.co.jp（日本）のアカウントに紐づく形でAmazon.com（米国）のアカウントを作成いただくと、日本と米国合わせた合計金額が39.99USドル+税になります。
詳しくはこちら：https://sellercentral.amazon.com/gp/help/external/G201841950?language=ja_JP&ref=efph_G201841950_cont_202095190
※2: Amazon.co.uk（英国）での出品に対して、登録された有効なVAT番号をセラーセントラルにて提出する必要があります。
詳しくはこちら：https://sellercentral.amazon.co.uk/help/hub/reference/external/GSF678GXLDTTTETZ?locale=ja-JP

6．プレミアムプランとは（1）

- 募集数：　米国　800社　／　英国　100社
- 内容：　基本プランの内容に加え、次のような特典がございます。
  ・Amazon（米国/英国）上のスポンサー広告で使用可能な1500 USドル/ 600 ポンド分の広告クレジット付与
  ・商品詳細ページ・商品紹介コンテンツの作成代行
- ジェトロへの支払い費用：　米国 83,000円（税込）／　英国 41,000円（税込）

※1500 USドル/ 600 ポンドのうち、3分の 2 はジェトロが補助します。対象企業の選定にあたり審査がございます。
※審査に通過しなかった場合は自動的に基本プランでのご参加となります。

- 付与時期：　2023年7月以降順次付与予定
- プレミアムプラン申込上の留意事項

・プレミアムプランへのお申し込みは年度内で1度限りです。

・23年3月以前にJAPAN STOREにプレミアムプランでご参加いただいた方も改めてお申込みが必要です。

・1社で複数のブランド/Amazon出品アカウントを保有する場合も、JAPAN STOREお申込は1社1申込みといたします。

（一つのアカウントで複数ブランドの商品を出品することは可能です。）

6．プレミアムプランとは（2）
～スポンサー広告のご紹介～

スポンサープロダクト広告※1

キーワードまたは商品別にターゲットを設定することで、**個々の商品の認知度**を高めるのに役立ちます。
広告は商品検索結果ページと商品詳細ページに表示され、検討と売上の促進に役立ちます。

スポンサーブランド広告※2

カスタマイズ可能なクリック課金制広告であり、Amazon内でショッピングするときに**ブランドを見つけ、エンゲージする**のに役立ちます。広告には、ブランドストーリーを伝えるための充実したクリエイティ ブ機能があり、広告フォーマットは、商品コレクション、ストアスポットライト、動 画の3つのオプションから選択できます。

スポンサーディスプレイ広告※3

Amazon内外で商品をショーケースする自動生成されたディスプレイ広告を利用することで、**認知度、検討、コンバージョンの促進**に役立ちます。スポンサーディスプレイ広告では、目標達成に役立つ、商品やオーディエンスに基づいたターゲティングを活用いただけます。

※広告や機能は条件によってはご利用いただけない場合があります。※1大口出品者様、お取引会社様、書籍のお取引会社様、Kindle Direct Publishing（KDP）の著者様、および代理店様がご利用いただけます。
※2Amazonブランド登録に登録している大口出品者様、お取引会社様、代理店が利用いただけます。※3Amazonブランド登録に登録されている大口出品者様、お取引会社様、Amazon内で商品を出品しているクライアントを担当する代理店様が利用いただけます。

6．プレミアムプランとは（3）
～スポンサープロダクト広告の効果～

商品を目立たせる

関連する商品検索結果や商品ページに表示される広告を
すばやく作成して、米国の購入者が商品を見つけるのをサポート

簡単に作成

広告を打つ期間、ターゲットとするキーワードを設定し、広告する商品と入札額を指定するだけ

コスト管理

広告はクリック課金制で販売事業者様が1クリックあたりの入札額を決めることが可能

効果の測定

広告の効果測定が可能

広告キャンペーン開始から
最初の一年以内でこんな事例も！

- ✓ 注文された商品点数が週平均で **50%**増加
- ✓ 商品ページ表示回数が週平均で **30%**増加

※上記の数字は販売事業者様の一例であり、同等の効果を保証するものではありません。
詳しくはこちら
※書籍カテゴリー商品のスポンサー広告は販売事業者様では行えません。
その他広告対象外の商品はこちらでご確認ください

6．プレミアムプランとは（3）
～商品詳細ページ・商品紹介コンテンツ作成代行サービスのご紹介～

販売事業者様にご提出いただく商品情報をもとに、Amazonが商品詳細ページ・商品紹介コンテンツ作成を代行します。
このサービスをご利用いただくことで、出品開始や販促のための準備作業を軽減することができます。
プレミアムプランの事業者様に別途ご案内させていただく申込フォームからご依頼ください。

商品詳細ページ作成代行サービス

- ご利用回数：1回まで
- 対象商品：JAPAN STORE審査通過済みの商品
- 最大依頼商品数：５ SKU（ASIN）まで　※子ASINを含む　※商品数を複数回に分けてのご依頼は不可
- 依頼方法：Amazon指定のエクセルファイル上に商品の必要情報をご記入頂きます。
- 参加条件：免責事項（米国 / 英国）に同意いただけること。出品用アカウントに問題や不備がないこと。

商品紹介コンテンツ作成代行サービス

※こちらは参加条件が決まり次第、対象の販売事業者様へご案内させていただきます。

7．プレミアムプラン応募要件(1)

- 対象企業：日本企業及び日系企業（在米/在英）かつ、中堅・中小企業（次ページ参照）

日本企業：在日本企業もしくは個人事業主の場合は、開業届を税務署に提出済みであること
日系企業（在米/在英）： 上記対象日本企業の出資比率が10%以上入っている在米/在英の事業者

- 対象商品：対象品目（こちら）の商品、かつ商品定義を満たしているもの
- 参加条件：

・販売先国の輸出入規制に反した商品ではないこと
・過去のジェトロ事業でジェトロが求める報告書（アンケート含む）を提出いただいていること
・ジェトロが求める報告書（Amazon出品管理ツール「セラーセントラル」のビジネスレポートの情報）を定期的に提出いただけること
・期間中、Amazonグローバルアカウントの運用をできること
・プレミアムプラン審査通過後、3か月以内に商品ページ作成に着手できること
・Amazonの規約を遵守し、同意できること
・大口出品形態（米国/英国）でセラーセントラルを運用いただけること
・メーカー・生産者以外が申し込む場合は、正規ルートでの仕入を証明できること
・ジェトロおよびAmazonの求めに応じて米国FDA登録や英国VAT登録、該当規制の対応状況を証明できること
・Amazon Business（米国/英国）への参加計画があること ※Amazon Businessに既に出品している事業者も申込み可能
・募集要項に記載の内容に同意いただけること
※参加条件ではございませんが、まだお済でなければ、ブランド保護の観点から、Amazonブランド登録を推奨します。
なお、ブランド保護機能のご利用には現地米国/英国での登録商標が必要ですので予めご了承ください。

〇各種規制等について
食品、一部化粧品等の対象製品を米国に輸出する場合はFDA登録が必須です。
現地の代理人を指定する必要がありますので、以下のサイトをご確認ください。
【バイオテロ法に関する情報】 【米国食品安全強化法 食品施設登録に関するよくある質問】

7．プレミアムプラン応募要件(1)
※中堅・中小企業とは

▶ 中小企業

中小企業とは「中小企業基本法」の定義に基づきます。右表のうち、資本金基準・従業員数基準のいずれかを充たす法人を中小企業とします。本プランにお申込みいただけるのは、同法に定める日本国内の中小企業*に限ります。

詳細は、中小企業庁のホームページをご確認ください。
https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 資本金の額または 出資の総額	従業員基準 常時雇用する従業員の数 **
製造業、建設業、輸送業、その他の業種（下記以外）	３億円以下	300人以下
卸売業	１億円以下	100人以下
サービス業（情報サービス業を含む）	５千万円以下	100人以下
小売業	５千万円以下	50人以下

▶ 中堅企業

中小企業者以外で、直近の決算年度の売上高が1,000億円未満もしくは、常用雇用者1,000人未満の者及びそれらの者で構成されるグループ（構成員のうち、中堅企業者が3分の2以上を占め、中堅企業の利益となる事業を営む者）

（注）＊ 法人格のない個人事業者も含みます。

**「常時雇用する従業員の数」には、事業主、役員、臨時従業員は含みません。

7．プレミアムプラン応募要件(2)

対象品目

	対象カテゴリ	定義
1	食品（ただし、酒類、冷凍・冷蔵品は除く）	日本で製造された商品
2	ファッション（ベイビー含む）	日本企業および在米/在英日系企業が規格を定め、当該規格を充足する日本/海外製造商品
3	ビューティー・ヘルスケア	
4	キッチン	
5	ホーム（家電・家具・ガーデンなど）	
6	オフィス（文具・PC・産業系機械など）	
7	スポーツ・アウトドア（カー用品含む）	
8	ホビー（ゲーム・おもちゃ・ペット・楽器・本・DVD/CDなど）	

※販売国の輸出入規制に反した商品ではないこと。
※対象外：米国FDA登録のない食品、酒類、冷蔵・冷凍品、中古商品、アダルト商品、Amazonデバイスなど。また、Amazon.co.uk（イギリス）JAPAN STOREでは、脂肪、塩分、糖分が多い食品は、英国の規制に基づき露出・掲載が制限されるため、対象外とさせていただきます（詳しくはこちら）。
その他、Amazonの制限事項（米国/英国）に準ずる。
※商品規格を満たしていることは自己申告制とし、上記定義に合致しない商品であることがジェトロもしくはアマゾンジャパン、またはAmazon（米国/英国）により確認された場合はストアから掲載を取り下げ、本プログラムの対象から除外する。

7．プレミアムプラン応募要件(3)

【参加企業の報告義務等】

- 本事業の実施にあたり必要な企業・製品・その他情報を、ジェトロ及びアマゾンジャパン合同会社の求めに応じて提供できること。
- 本事業全体の成果*の対外公表に同意できること。

  *成果とは出品企業全体の成約等の動向に加え、公開済みのWEBページ上の製品画像や企業情報等も含みます。
- Amazonの出品管理ツール「セラーセントラル」上のビジネスレポートに基づいて、ジェトロ指定の報告書*を提出すること。ジェトロによる商談進捗の確認に協力すること（協力がない場合には、ジェトロの支援を中止する場合があります）。

  *「B2CおよびB2B売上ダッシュボード」上の情報を定期的にご提出いただきます。

【注意事項】

- 同一の申請者が、同一又は類似の内容で本制度以外の国、地方自治体、その他支援機関等の経費的支援や委託を受ける事業については対象外となる場合があります。
- 以下に該当しない事業者であること。（該当するとされた場合は不交付又は交付取消、ジェトロ/Amazonによるサポート対象外となります。）

（１） 公序良俗に反する事業者

（２） 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業者(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 121 号) 第 2 条により定める営業内容、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77号) 第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がある場合等)

8．参加要綱（1）

・本事業は、Amazon（米国/英国）およびAmazon Businessに一定期間参加するものですが、全体事業スキームは変更になる場合があります。
・アマゾンジャパン及びその関係会社（以下「Amazon」と総称）及びジェトロは、Amazon又はジェトロはジェトロの責任に帰することのできない事由、外交関係、経済関係等のやむを得ない事由により事業実施が困難になった場合など、本事業の一部または全部を変更または中止できるものとします。
・参加企業はAmazonにおけるアカウントを転貸、売買、交換あるいは譲渡することはできません。
・本事業実施にあたり、審査時等に必要となる参加企業の企業・製品情報をジェトロとAmazonにより共有します。
・過去にジェトロに損害を与えたことがあると判明した場合、過去にジェトロ事業への参加においてアンケートへの回答等参加要件を満たしていないことがあると判明した場合、意見が異なるなどにより事業の実施に支障をきたすこととなるとジェトロが判断した場合、その他ジェトロが適当でないと認めた場合、参加の資格を有しないものとします。
・Amazonサービスビジネスソリューション契約（以下BSA）
米国（https://sellercentral.amazon.com/gp/help/external/1791?language=en_US）ないし
英国（https://sellercentral.amazon.co.uk/help/hub/reference/external/G201190440?locale=en-GB）及びAmazonの定める各種規定を遵守することとします。
・出品物が、我が国外国為替および外国貿易等の関税関係法令以外の規定により、輸出に関して許可・承諾を必要とする場合は、参加企業の責任において事前に必要な許可等を取得するものとします。
・特許権、意匠権、商標権、実用新案権、著作権その他の知的財産権を侵害する物、あるいはその恐れがある物の出品は禁止または制限します。
・商社や代理店など、製造者・生産者以外による申込みの場合は、製造者・生産者の承諾を得た上での申し込みを行ってください。Amazon又はジェトロが求める場合には、製造者・生産者の承諾を証明する書面を提出してください。また、第三者の権利を侵害することが確認される場合には出品を取り消すこともあります。
・ 販売される国にすでに代理店等がある場合は、事前に了承を得るなど、必要な対応を行ってください。本事業参加において、代理店等との問題が生じた場合に、Amazon及びジェトロはその責任を一切負いません。
・プレミアムプランの参加費は本「募集要項」で定める通りです。募集要項で明示していない経費は、全て参加企業負担となります。
各種保険、出品物に課せられる輸入税、公租公課及びその他の経費等は料金に含まれていません。
・Amazonの規定する月間登録料が変更した場合には、それに準じます。
・Amazonの提供するサービスを受ける際には、参加企業各社負担となります。また、Amazonの提供するサービスおよびAmazonの推奨する第三者が提供するサービスを利用し、参加企業が不利益を被ったとしても、ジェトロは一切の責任を負いません。
・出品申込が計画規模を超える場合は、所定の期日前でも受付を締め切ることがあります。
・参加費の払込みは所定の期日までに支払うものとします。期日内に支払われるべき金額を参加企業が支払わなかった場合、当事業に参加いただけないこともございます。

8．参加要綱（2）

・参加申込後、キャンセルを希望する場合には、速やかにジェトロ及びAmazonへご連絡ください。
ジェトロによる採択決定(※注)後にご連絡いただいた場合は、理由の如何を問わず参加費全額をお支払いいただきます。
また、参加費の返金はいたしません。（※注）ジェトロによる採択決定は、ジェトロから販売事業者へ採択をメールで通知した時点とします。
・Amazon及びジェトロは、参加企業や商品が参加資格を有しないことが判明した場合、出品の承諾、取り決めをしたときも含めて何時でも、それらを無効とすることができます。この場合、参加費は一切返金できません。
併せてAmazon又はジェトロに生じた一切の損害（直接の損害額に加え、Amazon及びジェトロが当該出品に起因または関連して支出した費用（見舞金、訴訟費用、弁護士その他専門家に係る費用等を含むがこれに限られない）を請求します。
ただし、参加企業は出品資格の喪失に関して発生した如何なる損害の賠償についてAmazon及びジェトロに請求できないものとします。
・Amazon及びジェトロは、参加企業が本要綱に違反した場合、催告なしに、出品の承諾、取り決めを解除することができるものとします。
これによって生じる損害についてAmazon及びジェトロは、賠償請求できるものとします。
・本要綱にない事項及び補足事項などは「募集要項」に定めます。本要綱に定めのない事項が発生した場合、又はAmazonが新たな事項を定めた場合、Amazon及びジェトロはその対策を決定することができるものとします。その場合、Amazon及びジェトロはすみやかに参加企業に通知するものとし、参加企業はAmazon及びジェトロの決定した対策に従うものとします。
・Amazon及びジェトロは本事業に起因または関連して生じたあらゆる損害について責任を一切負いません。
ただし、Amazon及びジェトロの故意に基づく行為による場合は、この限りではありません。
・本事業はAmazonおよびAmazonの関係会社、連携先、協力先、Amazonから紹介を受けた先などが提供するサービスを販売事業者の判断により利用して、実施するものです。商品流通過程およびAmazon等の提供するサービスに関して、販売事業者が不利益等を被ったとしても、ジェトロは一切その責任を負いません。
・事業の中止、及び要綱外事項の場合、これによって生ずる販売事業者の損害及び不利益等について、Amazon及びジェトロは一切その責任を負いません。
また、規制の変更・強化等によって出品できなくなった場合も、Amazon及びジェトロはその責任を負いません。
・「募集要項」および参加要綱に定めのない事項に関しては、ジェトロ及びAmazonがその対応を決定するものとします。
・天災、現地の政情その他Amazon及びジェトロの責任に帰する事のできない事由により本事業の一部又は全部を中止せざるを得ない場合は、Amazon及びジェトロは申込み受領後であっても、本事業の一部又は全部を変更または中止することがあります。その際、参加企業にお支払い頂いた輸送費等のキャンセル料、商品の返品、その他の経費・損害をAmazon及びジェトロが補填することはできません。

上記のほか、詳細については、BSA米国（https://sellercentral.amazon.com/gp/help/external/1791?language=en_US）ないし英国（https://sellercentral.amazon.co.uk/help/hub/reference/external/G201190440?locale=en-GB）をご確認ください。

8．参加要綱（3）

輸出管理等の外為法関連規制に関する特記事項

参加企業は、輸出管理等の外為法関連規制に関する下記の特記事項（以下「特記事項」といいます。）を確認のうえ、これに同意、承諾すること。

記

１．参加企業は、外国為替及び外国貿易法（昭和２４年法律第２２８号）及びこれに基づく輸出貿易管理令、外国為替令等の適用法令（以下「外為法等」という。）に基づく輸出貿易管理に関する関連規制、及び、米国輸出管理規則等の関連する国又は地域の同様の輸出管理規制（※注１）並びに、その他の外為法等の定める規制、及び、関連する国又は地域の同様の規制（以下、総称して「外為法関連規制」といいます。）を十分に理解のうえ、必要な手続きを履践し、自己の責任と判断でこれを遵守します。

２．参加企業は、外為法関連規制に違反する物品の輸出又は海外への技術の提供可能性、その他、外為法のその他の規制（投資に関する規制を含むが、これに限られない。）に違反する可能性のある場合に、展示会、商談会、ECサイト等での物品の出品又は技術の展示等（以下、総称して「出品」といいます。）を行わず、かつ、情報提供、アドバイス、マッチング、引き合い等のジェトロのサービス（以下「サービス」といいます。）を受けないことを確約します。

３．参加企業における物品の輸出又は海外への技術の提供が外為法関連規制に違反し、又は違反するおそれがあるとジェトロが判断した場合（事前の確認、チェックのみならず、支援企業の出品及び／又はジェトロのサービス開始後の確認、チェックを含みますがこれに限られません。）には、ジェトロのサービスが受けられないこと、関連する出品ができないこと、ジェトロのサービスが中断又は終了（出品した物が撤去されることやサービスが中断又は終了することを含みますが、これに限られません。）されること、サービス受領及びこれに関連する出品に関する参加企業の登録又は資格等自体がジェトロにより取り消されること、及び／又は、ジェトロのサービス及び関連する出品に関する契約（締結の形式を問わず、口頭又は電磁的方法による契約を含みますが、これに限られません。）がジェトロの意思表示により催告なしに解除されることを確認、承諾します。

４．前項の規定に定める事項が発生したことにより、参加企業に不利益、費用支出又はその他の損失、損害が生じたとしても、ジェトロは、故意過失の有無を問わず、一切の責任を負わないことを確認します。

５．参加企業における物品の輸出又は技術の提供が外為法関連規制に違反し、又は違反するおそれがあることで、ジェトロに不利益、費用支出、その他の損失、損害が生じた場合には、ジェトロが参加企業に対しこれを求償することがあることを確認します。

６．本特記事項の定めがジェトロと参加企業との間の他の契約、合意と矛盾、抵触する場合には、本特記事項の定めが優先することを確認します。

７．参加企業は、ジェトロに対し、参加企業の代表者、又は、職務権限を有し若しくは会社の委任を受ける等により本条項の内容に同意する権限を有しており、かつ、必要な社内手続を履践している者に、本条項の内容に同意する手続を担当させることを表明、保証します。

※注１：参加企業が遵守すべき外為法その他の適用法令上の制度には、関係各国における、輸出・輸入等を規制又は禁止する一切の法制度が含まれます。参加企業自身で、必ず、関係法令、関係当局のホームページ及びジェトロのホームページをご確認の上、必要に応じて関係当局への確認、相談等を行ってください。以下の各項目は、情報提供のため、輸出貿易管理の観点から参加企業による遵守が必要となる制度の一部を抜粋したものです。

•リスト規制
参加企業自身で、出品物等に関し、リスト規制に該当するかの該非判定を行い、該当する場合は、輸出先や商談相手先の国がどこであるかを問わず、輸出又は技術提供を行う前に、経済産業大臣の許可を得る必要があります。詳しくは、以下の経産省ウェブサイトをご参照ください。

※経産省ウェブサイト安全保障貿易管理・リスト規制
安全保障貿易管理**Export Control*リスト規制(meti.go.jp)

•キャッチオール規制
出品物等がリスト規制に該当しない場合であっても、参加企業自身で、補完的輸出規制（キャッチオール規制）に該当するかの確認を行い、該当する場合には、輸出又は技術提供を行う前に、経済産業大臣の許可を得る必要があります。
キャッチオール規制は、①外国企業等の需要者の情報（需要者要件）、需要者における用途（用途要件）を確認し、法令に定める懸念が認められる場合、又は②経済産業大臣から、許可申請をすべき旨文書にて通知された場合（インフォーム要件）に、許可が必要となる制度です。対象品目は、リスト規制品目以外の、食料や木材等を除く全ての貨物及び技術であり、対象地域は、輸出令別表第３の地域以外が対象地域です。詳しくは、以下の経産省HPをご参照ください。

※経産省HP 安全保障貿易管理・補完的輸出規制（キャッチオール規制）
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo03.html

•米国輸出管理規則等
米国輸出管理規則（Export Administration Regulations）は、①米国原産品目、②特定の割合を超えて米国規制品目が含まれている品目（組み込み品）、③特定の米国規制技術が使用されている品目（直接製品）を、日本などから第三国に再輸出等する場合に、米国法上の許可が必要としています（域外適用）。そのため、米国製の部材を日本で加工後、第三国へ輸出する際などにご注意ください（中国等の規制においても、実質的に米国と同様の扱いとなる場合があります）。詳しくは、各国の以下のジェトロウェブサイト及び外国の法令を各自ご参照ください。

※ジェトロウェブサイト
https://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/trade_02.html
https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/e92a59e82865d470/20210034_03.pdf

9. 応募期間と方法

（1）応募期間

募集〆切（プレミアムプラン）：

2023年 7月 31日（月）

（2）本JAPAN STOREプログラム運営期間予定※

2024年 3月29日まで

（3）応募方法

Amazon WEBサイトよりお申込み

JAPAN STOREプログラム応募ページ

※途中で中止となる場合もございます。

１０.【プレミアムプラン】応募手続きから決定までの流れ

STEP 1 本募集要項及び**クレジット付与条件**の確認

STEP 2 「JAPAN STORE」応募ページから申込
※プレミアムプラン申込の場合は、プレミアムプランの審査項目も入力

STEP 3 ジェトロとAmazonでJAPAN STOREプログラム参加可否審査

STEP 4 JAPAN STOREプログラム参加可否の通知（Amazonよりメール連絡）

STEP 5 ジェトロとAmazonでプレミアムプラン参加可否審査

STEP 6 ジェトロより、プレミアムプラン審査結果の通知

STEP 7 **（審査通過企業のみ）請求書の発送、**参加費のお支払い
※審査通過後、出品アカウントをご作成いただいた方から、順次請求書を発送します。

STEP 8 Amazonより 広告クレジット付与

※万が一、申請書類の内容に虚偽記載が判明した場合は、採択後であっても採択を取り消すことがあります。

１１．ご利用いただける割引制度（１）

ジェトロ・メンバーズ割引

- ジェトロ・メンバーズは会員特別特典として、ジェトロへの支払い費用に対し最大10%割引が受けられます。
（Amazon支払い費用は適用対象外）
- 割引料金は、会員1口につき年会費70,000円（消費税は除く）を年間割引の上限とします。
- ジェトロ・メンバーズでない企業も、本事業募集締切日までのジェトロ・メンバーズお申込みで割引適用が可能です。
※本事業募集締切後のジェトロ・メンバーズ加入は、本事業で割引の対象外です。

■問い合わせ： ジェトロ・メンバーズ サービスデスク（会員サービス班）
フリーダイヤル：0120-124-344（平日 9:00～12:00, 13:00～17:00）
通常ダイヤル：03-3582-5176
E-mail：jmember@jetro.go.jp

１１．ご利用いただける割引制度（２）

東京都「金融機関・専門機関と連携した『海外展開支援』」

本支援は、東京都の中小企業制度融資と支援機関の海外展開サポートで中小企業を一貫して支援するものです。「東京都中小企業制度融資」の融資申込予定者が、融資実行を予定する金融機関を経由してジェトロへ支援を申し込む場合、東京都との連携により、本事業においては、参加料のうち米国プレミアムプランで最大83,000円、英国プレミアムプランで最大41,000円、両プレミアムプラン参加で最大124,000円までの支援を利用できます。

- （1企業当たりの利用限度は、支援経費累計が50万円となるまで）
- 対象：東京都内に事業所を有する中小企業
- お申込み・詳細：

  http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/chushou/kinyu/yuushi/yuushi/kaigaitenkai/

■お問合せ先：ジェトロ東京貿易情報センター

TEL：03-3582-4953

E-mail：knt-tokyo@jetro.go.jp

※ジェトロ・メンバーズ割引と併用不可。
※キャンセル料に本支援は利用できません。

１１．ご利用いただける割引制度（３）

「JAPAN STORE事業で活用いただける補助金等」

※ジェトロ・メンバーズ割引と併用不可。
※交付条件等、詳細については交付元情報を必ずご確認ください。

対象地域	支援名称	対象者	概要	補助金制度等に関するお問い合わせ先	募集期限
石川県 金沢市	海外販路開拓支援事業（海外ECサイト活用）	以下のすべてを満たす金沢市内の中小企業 ①製造業、情報サービス業、映像・音声等制作業、デザイン業その他これらに類する業種に属する事業を営んでいる。 ②申請日以前に引き続き1年以上、市内に①の事業の主たる事業所または生産施設がある。 ③市税の滞納が無い。	既存の海外ECサイト※へ出展または自社の海外ECサイトを構築する事業に要する経費の一部を助成。 ※電子商取引機能のある、日本語以外の言語で標記されたサイトを指す。 https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/shokogyoshinkoka/gyomuannai/1/6/24170.html	金沢市　経済局 商工業振興課工業振興係 TEL：076-220-2205 E-mail： syoukou@city.kanazawa.lg.jp	予算額に達し次第受付終了
静岡県	中小企業海外市場開拓支援事業	静岡県内に主たる事業所を有する中小企業またはその複数で構成する任意のグループ（組合も可）(大企業が出資或いは役職員を派遣している中小企業を除く)、又は税務署に開業届を提出済の個人事業主	海外販路開拓へ挑む県内の中小企業、事業組合、個人事業主に対し、海外見本市出展、販促媒体作成、オンライン販売等にかかる経費（支援対象経費総額の1/2以内（上限50万円））について、審査を経て決定の上、補助。同一市場を対象とする販路開拓事業について、最大３年まで連続受給が可能。 https://www.siba.or.jp/development/	公益社団法人静岡県国際経済振興会（SIBA） TEL: 054-254-5161 E-mail：mizuno@siba.or.jp	令和5年6月30日15時公募締切（SIBA担当者へ電子メールでの提出）

１１．ご利用いただける割引制度（３）

「JAPAN STORE事業で活用いただける補助金等」

※ジェトロ・メンバーズ割引と併用不可。
※交付条件等、詳細については交付元情報を必ずご確認ください。

対象地域	支援名称	対象者	概要	補助金制度等に関するお問い合わせ先	募集期限
岡山県 倉敷市	金融機関連携型中小企業支援事業費補助金	倉敷市内の中小企業者 ①倉敷市内に住所及び事業所を有する個人事業主 ②倉敷市内に主たる事業所※を有する会社 ※本社機能を有する事業所又は登記上の本店所在地で事業実態がある事業所	ポストコロナ・ウィズコロナ時代の社会経済の変化に対応するべく、金融機関の伴走支援を受けて市内中小企業者が行う持続的な成長に向けた取組にかかる経費の一部を支援。海外販路開拓については、以下が条件。次に掲げる取組のうち、２つ以上を実施するもの。 ①外国における販路の開拓のための市場調査 ②外国向け出店型ＥＣ（電子商取引）サイトの利用 ③外国で開催される展示会への出展 ④外国における企画展の開催 https://www.city.kurashiki.okayama.jp/37697.htm	倉敷市　文化産業局 商工労働部商工課 TEL：086-426-3405 E-mail: cmind@kurashiki.okayama.jp	令和5年５月31日(水)必着 （金融機関に相談の上、5月26日までに市に事前相談）
島根県	しまね海外展開支援助成金	島根県内に主たる事務所又は事業所を有する、又は助成事業対象の自社製品等生産拠点を県内に有する中小企業者、県内に所在する農業協同組合・農事組合法人	海外販路開拓や現地進出に向けた商談会・展示会への参加、販売促進活動、輸出向け商品の開発、海外向け情報発信ツールの製作等の各種取り組みに対し、上限100万円として1/2の費用を助成。 https://www.joho-shimane.or.jp/news/wanted_subsidy/8541	公益財団法人 しまね産業振興財団 販路支援課 国際化支援グループ TEL：0852-22-6193 E-mail：kaigai@joho-shimane.or.jp	令和6年2月29日（予算額に達し次第受付終了）

１１．ご利用いただける割引制度（３）

「JAPAN STORE事業で活用いただける補助金等」

※ジェトロ・メンバーズ割引と併用不可。
※交付条件等、詳細については交付元情報を必ずご確認ください。

都道府県	支援名称	対象者	概要	補助金制度等に関するお問い合わせ先	募集期限
徳島県 徳島市	徳島市ＥＣ（電子商取引）参入支援事業補助金	徳島市内に本社があり、対面販売に頼らない新たな販路を開拓するためにＥＣショッピングモール等への出店又は出品等を行おうとする中小企業者	ＥＣショッピングモール等への出店及び出品、自己所有のウェブサイトにＥＣ機能を新たに実装するための経費を補助。 https://www.city.tokushima.tokushima.jp/shisei/keizai/jigyosha/tyusyokigyo/hanrokakudai/ecsannyuhojyokin.files/tirashi.pdf	徳島市　経済部 経済政策課 TEL：088-621-5225 E-mail： keizai_seisaku@city-tokushima.i-tokushima.jp	令和６年１月３１日（水）まで。 ※事業期間は令和６年２月２９日（木）まで。 予算額に達し次第終了。
徳島県 徳島市	徳島市中小企業販路拡大支援事業補助金	徳島市内に本社があり、製造業を営む中小企業者のうち、販路拡大したい製品及び販路拡大にあたって必要となる支援内容が明確である者。製品の開発・製造の主たる工程が、自社の事業所に整っていない場合は、対象外。	（海外販路拡大事業） 海外市場への販路拡大を図るために必要な市場調査、特許出願・商標登録等知的財産保護、越境EC出店等に係る経費を補助。 （展示会等出展事業） 首都圏や海外等で開催される販売を主目的としない展示会等（オンライン含む）への参加経費を補助。 https://www.city.tokushima.tokushima.jp/shisei/keizai/jigyosha/tyusyokigyo/hanrokakudai/hanro_shien.files/tirashi.pdf	徳島市　経済部 経済政策課 TEL：088-621-5225 E-mail： keizai_seisaku@city-tokushima.i-tokushima.jp	令和６年１月３１日（水）まで。 ※事業期間は令和６年２月２９日（木）まで。 予算額に達し次第終了。

１１．ご利用いただける割引制度（３）

「JAPAN STORE事業で活用いただける補助金等」

※ジェトロ・メンバーズ割引と併用不可。
※交付条件等、詳細については交付元情報を必ずご確認ください。

対象地域	支援名称	対象者	概要	補助金制度等に関するお問い合わせ先	募集期限
大分県 大分市	大分市海外販路拡大サポート補助金	大分市内に事業所を有する中小企業	大分市内に事業所を有する中小企業者（個人事業主を含む）が、商品（観光業、情報通信業、コンサルタント業が提供するサービス商品を含む）を海外へ輸出拡大しようとする際の、日本国外およびオンライン上で行われる商談会・展示会等への参加や越境ECサイトへの出店等に要する経費の一部を補助。 https://www.city.oita.oita.jp/o155/shigotosangyo/kigyoshien/kaigaihanro.html	大分市　商工労働観光部 創業経営支援課 TEL:097-537-5875 E-mail: hanro@city.oita.oita.jp	予算額に達し次第受付終了
福岡県 飯塚市	海外展開支援事業費補助金	飯塚市内に主たる事業所または事務所を置く中小企業者	中小企業者の海外における事業の展開を促進することにより、地域経済の活性化を図り、事業拡大を支援し地域産業の振興に繋げるため、自社独自の活動（民間の支援機関等の活用を含む）、公的支援機関を活用した活動又は市主催の海外販路開拓に関する活動（市が指定した事業に限る）に要する費用の一部又は全部を補助。 https://www.city.iizuka.lg.jp/kokusai/kaigaibusiness.html	飯塚市　国際政策課 国際経済推進係 TEL：0948-22-5521 E-mail： kokusai@iizuka.city.lg.jp	令和6年3月31日予定

１２. ご応募・お問い合わせ

JAPAN STOREプログラムにはAmazon WEBサイトよりご応募ください。

JAPAN STOREプログラム
応募ページ

ご質問は「よくあるご質問」をご確認の上、以下お問合せフォームよりお送りください。

よくあるご質問

お問合せフォーム